

味が含まれておるとすれば、検査を受けた場合に、たとえば一等品であるとか二等品の場合、製粉の歩どまりとか何とか、そういうものによるべき基準等を、何らかの方法で示して、この条項の持つておるところの目的が、さらに具体的に達せられるような措置を、あわせてするようなお考えがあるかどうか。

○金子委員 ただいまの御説は非常に、ごもつとも御意見だと思ひます。従来の検査というものが、検査員が無機的にさしを通して、規格をきめて、そうして供出に追い込むというやうな、ややもすれば、非常に指導的な立場から離れた検査のあり方が非常に間違つておるので、むしろこういつた機会に、生産物の規格に對しましては、さかのぼつては品種、肥培の問題にまで及び、またその後においては、芳賀委員のおつしやるように、この規格品はどれだけの生産歩合が出るのだということ、を、法律として出さないまでも、これを今後の検査の方針、農村の生産者指導という立場に前進させるやう別の立場において要望したい、こういうふうにお考えおられます。

○芳賀委員 次にお伺いしたい点は、この調査の条項であります、この改正案によると、農林大臣が必要と認められた場合には、生産者、販売業者、加工業者あるいは倉庫業者に対して、必要な事項の報告を徴することができ、それと同時に、これらの圃場、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に入つて調査させることができる、ということが、規定されておるわけであり、生産者を除くそれ以外の業者等に対しては、この改正案の趣旨を実施するためには、当然必要な措置と思ひますけれども、生産者に対して、今までより一歩前進して、報告を徴するとか、圃場に立ち入るといふ権限を持つておるといふことは、理由としてはいろいろあると思ひますけれども、この規定から見ると、何か生産者の自主性というものをある程度抑圧するやうな感じを受けるわけであり、これらについて具体的に、生産者がこの条項に挿入されておるといふ点についての御説明をお願いしたいと思います。

○金子委員 ただいまの御質問は、この法律が、一つの取締りというやうな観点に立つて、その部面から見ましたときに、生産者あるいは業者というものを並べて書いてあるというところ、に、ただいま芳賀委員のおつしやる通り、考え方として、生産者にその必要がどこにあるかという感じの起ること、はごもつともだと思ひます。私自体もこの法文の並べ方に対して、そういう感じがする、ということに今気がつかないわけではないのでありますが、この条文は、検査に對する全般の問題に對しての問題を擧げたために、生産者に対する報告ないし圃場立ち入りというものと、加工業者、販売業者に對するやういふ場合とは違ふのでありまして、たとえば採種組合等は、常に種子用のものを検査するやうな立場になりますと、地方の採種組合の役員等と検査員が圃場に直接立ち入りまして、そうして出穂が一斉になつておるかなつておらぬか、あるいは熟期が、この辺で刈つてもらわぬか、困るとか、あるいはもう少し早目にした方がよいとかいふ具体的な問題を、直接取

扱う場合が多いのでありまして、そういう場合にはやはり圃場へ入つてもいいのだ、ということにきめておく必要がある、というものが、ここに関連があるのではありません。また生産者から報告をしてもらふというところは、いろいろ検査に至るまでの間、あるいは検査の後において、肥培管理の指導的な立場に歩入るためには、いろいろ生産者からも報告をとることがあるかもしれな

い。そういうときに、検査員には報告する義務がないというやうなことでつづつ張られないために、ここへ軽くそういう意味を取上げてあつても、別に支障がないのではないかと、従つて決して生産者が、要するに検査の規格品あるいは無規格品を移動することの取締りというやうな考え方、ここへ生産者といふものを入れたのではないのであります。ただ、ここへそういうものと一緒に並べたところに、ただいま芳賀委員のおつしやるやうな、感じとして割切れないやうなものが出ておる、思ふのでありますが、実はそういうことであるので、御了承願ひたいと思ひます。

○金子委員 御趣旨の点は大体わかるわけであり、しかしこれが法文となつて、さらに末端の、現地の實際にこれを取扱うところの食糧事務所の職員あるいはこれの適用を受けるところの生産者の立場においても、一抹の不安さえないやうな状態の中においてこの法の目的を生かすやうに考へ、最善の配慮であるというやうに考へられるわけであり、もちろん今後の農産物検査の目的、あるいは、一つは農産物の市場性を高めるというやうな、そういう見地から見た指導性

といふものは、最高限度に活用されることが必要であつて、そういうために、検査を受ける前に、その規格品を一応見てもらつてそれらの指導を受けるとか、あるいは種子法の規定によつて、圃場において、いかに良心的な種子が栽培されるかという成育の過程を、確認する必要があると思ふ、そういうわけであり、そういう場合に、おいては、特にこの法の精神の持つておるところの指導的なねらいといふものは、もう少し条文の中において明確化された方が、さらに生きて来るのではないかと、さういふ点について、

○金子委員 ただいま芳賀委員のおつしやりました御意見に對しては、提案者はまったく同感でありまして、その点はむしろ私の方から提案をいたしまして、それを、つきりと打出さなかつたところに、まだ提案者の踏み切りがつかなくつたやうな感も、率直に申し上げる、と申すのであります。今までの検査といふものは、ただ単に無機的に、できた物を規格統制をして、そうして政府に売り上げるやうなことに對しては、提案者も非常に遺憾に思つておられます、検査といふものは、単にできた物に對して一つの等級づけをするという無機的な考え方ではない、いはばできた後に對して、その規格をつけたための農民の利害關係という、その前と、あくまで指導的な見地に立つて検査することに對してこそ、農

産物検査の特異性があると思ひますので、できるならばそういう条項を設けて、今問題になつておるところも、別々にすれば非常によろしいと思ふのでありますが、考え方としてはまったく同感であります。ただこの点法案の作文上踏み切りが弱かつたといふことは、私自身も考へておるところでございます。

○芳賀委員 ただいまの提案者の御説明によつて大體了承されたので、その言われるところの、踏み切りの悪い点をどうかは正せられるやうに期待するわけであり、

○田口委員 川俣清吉君。

○川俣委員 農産物検査法の改正の要点について、提案者の意圖及びねらいはよく理解できるものでありますが、二、三質問いたしましてこの法の運用の適正を得たいと思ひます。

問題は生産者から買受けまたは売渡しの委託を受けるやうな点について、今日までの状態から見て、これに受検義務を負わせることは私は當然だと思ふ。ただ問題は、芳賀委員からも質問のありました、みずからの消費する目的で加工の委託をする場合はこの限りではないといふ規定を設けておられますけれども、しかしながら委託加工といふことになり、どこまでがみずから消費するものであるか、あるいは販売または売り渡すための加工の委託であるかといふ限界が、なか／＼容易にやないと思ふのです。これを誤りますと、わずかな反別をもつて自家用につくつておきますものを非常に圧迫することになる。將來ますます拡大しなければならぬ生産を阻害するやうな結果にもなる。これは金子さんのよ

うな麦作地帯でありますれば、割合に問題はないと思うのです。これは譲渡用であるとか、あるいは売渡用であるとかいうことは、生産の状況から見て割合よくわかるのです。自家用の加工であるかどうかというところは、その耕作者の耕作面積に応じて規定できるのですが、金子さんの考えておられる以外の、たとえば非常に遅れておられる、ようやく二毛作に入つたところなどにおいては、実際耕作する者自体が、売り渡すためにつくつておられるか、あるいは試験的につくつておられるかという問題もあるのです。そこで一体こういう検査を一人受けなければならぬというところになりますと、ようやく二毛作の奨励に入つておるときに、やはり大きな阻害になりはせぬかという不安が出て来る。これは大きな麦作地帯では問題はありません。むしろ私は、後進的にようやく二毛作地帯に入つたところへ、こうした制限を設けることによるところの被害の方が大きいという感じがする。そこで問題は、ようやく二毛作地帯に入つたようなところは除外する考え方があるかどうか、お伺いしたい。

○金子委員 これは非常にむずかしい問題であります。それならどこまでが自家用なんだ——たとえば農家の人がリヤカーの上へ米検査品をつけて、これは加工委託するのだということを持つて行つたときに、これを自家用の目的であるか、あるいは販売用の目的であるかというところを認定するものは、結局第三者の認定というか、常識によつて、たとえばその家族の構成員が、それだけのものがあれば半年食べられる、ないしはそれは一年たつても

食べ切れないというような量は、結局常識的に判断するべきものでありまして、実際において自家用だと言いましても、それを自家用の名において精麦いたし、あるいは製粉いたしましてから、やみ屋に一升売つたとか一斗売つたとかいうような、境界の点から参りますと、この範囲のことでは区別がつかないのではありません。つかないのではありませんけれども、この点はやはりほかのケースの問題と違ひますので、たとえばトラクター一台積んで行つて、これはおれのうちの自家用だというようにすることは、常識として認められないのじやないか。だからそれはある程度まで第三者の常識的な判断によるものでありますので、この点につきまして法律にそういうことまゝしいことは書きませんが、実際これを施行する上に、この事項が生産者に対する圧迫にならないような通牒なり、あるいはその他必要があるならば政令等によつて、その点規十分注意させたい、こう考えております。ただ遺憾ながらそれを一々法文に書く方法がありませんので、こういうふうな規定したわけでありまして。

○川俣委員 金子さんの御説明でやや了解するのでありますが、それは麦作地帯におきまして、法網をくぐつて自家用と称する場合もあり得ると思ひますから、そのくらの厳格な規定によつて——生産者全体の規格が上ることによつて、生産者に益するところが大いだと思いますが、ところがそこまでするに達しない、いわゆる試験的につくつておるような地帯もあるわけですから、早く言うところの秋田のようなところは、ほとんど試作的につくつておつて、ようやく盛んになつて来た。大体耕作する

こと自体が販売用につくるのか自家用につくるのか、非常に疑問なところもあるわけですから、そういうところを調査しなければならぬというところになる、おそらくこれは生産を阻害する大きな原因になるのではないかと、その原因があるわけですが、こういう区域を施行区域外に置くかどうか。また盛んになつて来れば、生産者のために厳格に規定することによつて品位の向上をはかつて、本来の農作物のいわゆる生産に入る、こういうことは好ましいと思うのですが、この区域を除外するというようなことは考えられませんか。

○金子委員 これは生産したものをそのままどうしても検査しなければならぬというのではなくて、生産者自体が生産して、販売の用に供するとか、あるいはそれを大量委託に出すとかいう場合には検査をしなければならぬというのであります。たとえば小規模に生産したものを売ろうか、自家用にしようか、どうしようかということ、判断がきまらないで、自分のところの納屋や倉庫にあるものに対して検査しておけという法律ではありませんが、そういう必要が生じたときに検査すればよろしいのであります。ただいまのお話もつともだと思ひます。お話をわかるのであります。技術的にかなり地区的に抜くというふうなことは、実際の施行上どういうふうなやらかというところで疑問がありますので、むしろこれは検査をしなければならぬといつても、あくまで販売なりあるいは委託加工に出すといふときの話でありますので、農家がそれを持つておる場合に、検査品でないのに、

持つておつてはいかぬということはないのでありますから、その点はその程度で緩和できないかどうかということなのであります。逆にいうと、私の方でお伺いしたいのであります。

○川俣委員 金子さんにそう打明けて言われると質問が大分困難になつて来ますが、実際はこういうことだと思ひます。一般麦作地帯は、検査を受けることによつて生産者の品種改良になりまして、結果は益するところが大いだと思うのであります。ところが先ほど申しましたように、ようやく麦作に入つたような地帯は、検査を受けることによつて、相対的にはかえつてかなり不安な農産物の収入になつて来るというおそれが出て来るわけでありまして、麦作地帯は全体の品位が向上することによつて農民に益するところは大いだと思うのでありますから、検査の不便、あるいは障害よりも、全体の利益が上つて来るということがこれがかんじんならぬかと思ひます。そうではなく、小面積をつくつておるところは、むしろ検査によつて圧迫を受ける点が大い。麦作地帯が受けて、こういう二毛作地帯は非常に犠牲にならなければならぬという結果になるので、この区域を除外することが考慮されてよいのではないかと。将来やはり奨励して、麦作地帯になつて、多くの者が販売用につくるという情勢が生れますれば、施行区域に入れるというところが考慮されないものかどうか。

○金子委員 ただいまの川俣委員のお話よくわかるのであります。私どもも、今ここに議題に上つておりますのは麦であります。要するに農産物の産地というものが非常にかわつており

ますので、主産地のような生産量の多い主産地というものは、すべての場合検査その他は非常に安直に、何の作為なしに、習慣的な形の上においてなされておる。しかしながら今の川俣委員のお話を逆に応用するならば、みかんを三、四本つくつておる人たちが、検査を受けなければならぬということとでありまして、そういうことではやつこしいから、こいてしまつた方がいいというところになるのと同じ意味のことを、川俣君がおつしやつておられることは、私にはよくわかるのであります。それで、それらの問題につきまして、話がよくわかつておるだけに、私といひましては、今そういうことを法律にはつきりやたらにいかうことにはやらなんだらいいかというように対して、率直なところはつきり確信を持つておりませんが、この問題は非常にデリケートな問題でありますので、当局ともよく相談いたしまして、何とか善処する方法を考えて行きたいと思つております。

○川俣委員 続いて、これは金子提案者にお聞きすることはどうかと思ひますが、御承知の通り検査員には非常勤検査員がおるのであります。この非常勤検査員というのは、実際は予算上のところから生れて来る非常勤検査員と、実際上の非常勤検査員と二色あると思ひますが、非常勤検査員は、非常に優秀な者と優秀でない者との混合であります。これは、現に認めなければならぬと思ひますが、こういう中において、将来せつかくこの法律をつくりまして、実際に当てるころの検査員が、農業生産について十分理解を持ち、また将来の米作振興の上に理解を

持った人でなければならぬということ
は、同僚芳賀委員から述べられたこと
ろでありまして、私はこの点から検査
員の研修所等をつくりまして、十分検
査員の訓練が必要だと思ひますし、も
う一つは、非常勤検査員という無責任
な形においてこの法律を適用される
について、非常に疑義を持つてあり
ますが、この点に關する提案者の説明
並びに政府の見解を承りたいと思ひま
す。

○金子委員 たいだいまの川俣君の御質
問は、検査員というものの素質によつ
て、同じ法律を適用するのにしても、
それが非常にプラスにもなるし、逆に
殺す材料にもなる。これはまことにご
もつともございまして、ことに今そ
の点を注意しなければならぬのは、
戦時中強制供出をいたしたときから、
多少その弊害が大きく出ております。
それは私も認めておるところでありま
して、たとえば國營検査になる以前に
原營で検査をいたしておりました当
時、同じ穀物検査をやりましたが、あ
る原の検査所長は、農業技術なり、指
導に非常に熱心で、その所長の下に
検査員は一応その方向に向いておりま
すが、今度ある原のごとき、検査員が
ほんとうに俸給生活者として流れて來た
性格の者がそこに参りますと、その部
下は非常に無気力で、農民のかたき
なるような検査員になりやすい。従つ
て今度は、農産物の検査が取買検査で
ない立場におります。今日におきまし
ては、あなたの御意見は非常に重大な
問題でありますので、これに對しては
検査助手の問題も含めまして、この際
法律改正をいたしたい。検査の首脳部
から、その方向に對して一般の骨を折

るようにさせたいと思ひます。なおそ
の考え方について当局から答弁いたさ
せまう。

○新澤説明員 たいだいまの点について
私からお答え申し上げます。まず第一
点の、末端の検査員の素質向上の問題
であります。実はお話のように、こ
れを常時訓練いたしまして、できるだ
けりつばな腕を持った検査員にしよう
というわけで、ささやかながらも数年
前から研修所でもつてやつております
が、何分にもたくさん人数があり、
その上々々研修を受ける人数が限られ
ておる等の關係もありまして、大体今
年の前半期におきまして、出張所長く
らいの幹部がようやく一まわり終る
ような状態でありまして、漸次實際の
第一線の検査に携つておる人々の研修
にこれから入つて、お話のように急速
に素質向上のための訓練、研修を行
いたいと思ひます。

それから非常勤職員の問題で
ございまして、これもそういうような
研修に伴ひまして、漸次素質を向上す
るとともに、非常勤というよりは、ほ
んとうの検査員と同じだけの仕事があ
るようによつて参りますし、現にお
話の通り非常勤職員の中にはほんとう
の検査員と同じような仕事をやつても
らつておる人もありますので、できる
だけ早い機会にこれらの人の待遇を改
善しなければならぬわけでありまし
て、定員等のことで、なか／＼思うに
まかせないのであります。機会あるこ
とに、欠員補充等の場合には、非常勤
職員を優先的に本職員に採用し、ある
いはその他待遇改善については、でき
るだけ配慮をいたして行きたい、かよ
うに考えておる次第であります。

○川俣委員 こういう検査法が新しく
改正せられますと、取扱ひ数量が非常
に多くなるのですが、これでもなお今
の定員でやり通せるという自信をお持ち
ですか、またこの法律に伴つて、当
然予算上の措置が必要だというふう
にお考えになっておりますか。

○新澤説明員 これは出まわりの数量
の關係でなか／＼むづかしい問題で
ございまして、麥の取引につきまして
は、別途規格並びに取引の安定措置が
ございまして、そう一時に殺到して
出まわるといふこともないといひまし
すれば、今後今までもよりも相当荷物
が多くなつて参りますことは事實であ
りますが、当面現在の職員でやつて行
きたいと思ひております。

○川俣委員 これはたいへんな御答弁
だと思ひます。これは手数料を十円と
るであります。収入になつておるのに
検査員をふやさないといふような考え
ですと、手数料をとらなくてもやられ
るということになりますか。現在の定
員でやられるならば、検査手数料の必
要はないと思ひますが、あるいは減
額してもよろしいと思ひますが、私
はおそらくそういう点で増員をしな
ければならぬので、なか／＼検査手
料を減らすことが困難だといふよう
に説明を聞いておたのですが、今の説
明ですと、現在の定員でやられるとす
るならば、もつと検査手数料を減額し
てもよろしいのではないかと思ひま
すが、どうですか。

○新澤説明員 検査手数料収入と食
會計の關係でございまして、従來は確
かに検査手数料の収入の範囲内で、検
査關係に關する歳出予算がそれに見合
つて立てられていたわけですが、確

かに検査手数料二十円から十円になり
ますと、それだけ検査手数料の収入が
減ります。それに對して予算が
減ります。それが必然的だといひ
しますと、非常に検査は困難になるわ
けでありまして、これは現在大蔵當局と
話し合ひをいたしておりました。技術
面では、國庫に負担をかけるという話
はしてありますが、検査手数料が二十
円のとときに考えられておりました検
査費の繰入れを、今後同じようにや
つて行こうといふようなことで話し合
をしておりますので、検査手数料の取
入が減つたが、それによつて減つた範
圍内でもどうにでもなるのだといふこ
とではありませぬので、実はそういう
うな措置で大蔵省と話し合ひをして
おるわけでありまして。

○川俣委員 提案者にお聞きしま
すが、金子さんのねらいから言つと、こ
の法律によつて、現在よりも平年作に
してどの程度検査数量がふえるとい
ふような予定でしょうか。また当局はこ
の法律によつてどのくらい検査数量が
増加するといふふうにお考えになりま
すか。

○金子委員 これは大体において収
入高から農家の消費予想の数字をマ
イナスいたしまして、残つたものをか
りに販売品とすれば、その販売品の数
量と去年の検査量との差がそれだけだ
といふふうにお答えの以上、俵数では何
ともはつきり申し上げられませんが、そ
ういふふうな見解から行きますと、少
くとも二、三割は確実にふえるじやな
いか、それ以上ふえる数字になつて
も、實際はそうなるじやないかとい
う考え方をしております。

それからもう一つ、これは提案者
としての個人的意見になりました失礼
であります。今、農産物検査法を通
しますときに、大蔵省との折衝上、検
査といふものを國營でやりまして、
検査料と独立採算で行けるというよう
な建前で交渉しました。しかもそれが
最近でありまして、その経緯から今
総務部長はそういうような答弁をして
おるのだと思ひますが、私個人とい
はしての今後の農産物検査に對する
考え方としては、独立採算でやるくら
いなら國營検査をしなくてもいい、農
業の特殊性と食糧生産の特殊性がある
から、國家自身が、しかも指導的な立
場に立つて検査をやるのだ、農業生産
助成の一つだ、こういう見解で打ち
出しているつもりであります。従つて
大蔵省が言うように、独立採算で、營業
するようになつても検査機構を置くの
なら、検査を國營にすることはとも
と必要ない。今後だん／＼に追ひ込
まして、大蔵省にその性格を認識させ
なければならぬといふことを考えてお
りますので、ことにつけ加えておきま
すが、検査料の十円なり二十円から出
ておる――役所から思へばそうかし
れませんが、實際はそうでない。検査
員はたださしを刺すだけであつて、末
端へ行けば、農村の各部落の役員たち
が、一日日を費して、その下検査、秤
量検査、通知をする等難務が非常に多
く、それらの検査料として表に出ない
で、農民がうち／＼で負担しているも
のが実はあるのであります。その上
に、検査員といふものがたださしを刺
す、その点だけを今國家が持つて、そ
れを独立して行くといふことだつた
ら、たいへん考え方が間違つておりま

農林委員會議錄第十三号
昭和二十八年七月二日

品で売るといふ場合もあるでしょうが、実際には私も経験をしておるほどんど、大部分の農家というものは、

ということ、近所売りの場合、いわゆる隣りづき合ひの場合以外に、実際にはないのです。そういう場合には、特に加工をする場合にでも検査をするという意味は、かえつてどうも私どもの承知をしておる農村の実況からいって……しかもこれは片方において生産者にも検査の義務を負わして、売渡しを受ける方のものにも検査を、両方に、しかも罰則がついておる。こういうことになりましたと、かえつてこれが買いたたきの材料になるように私には思われる。この点に対する御見解はどうかという点です。

○金子委員 麦作のあまり盛んでない県におきましては、ただいま久保田委員のおつしやるような考え方がおありになると思いますが、実は麦の生産地におきましては、相当加工の委託と称して動く量もあるのをごいいます。それから今までの法律で罰則の問題が出ておりますが、御承知のように、この法案は、もと／＼麦類は強制検査になつておるわけでありまして、従つて生産者の立場からは、未検査品を売買することは禁じられておる。にもかかわらずそれを買つた方は、これは何らの拘束を受けないというところは片手落ちではないか。これは一つの国の法律でありますので、売買というものは、売つた者が悪いのだということになりまして、買つた者も責任を負うのが当然じやないか。農民だけに責任を負わせるのは無理だ、こういう意味で一つの罰則としたわけでございます。

それから今の自家用の問題はもちろん除いてありますので、これは、では何俵までが自家用で、何俵までが販売委託加工だという限界であります、先

ほど川俣委員からの御質問に対してお答えして、御了承を得た通りでありまして、この点は結局良識にまつよりほかはない。トラック一台持つて行つて、これが自家用だということとは通らぬ。またリヤカーに二俵三俵つかつたものを、これを自家用と称して、うちへ持つて来て、やみ屋に一升二升売つたかたといつて、これは自家用だ。販売用だといふ見解はとらないというところで、これは運用上で注意させるよりほかに、こういう点におちついたわけでありまして。

○久保田(豊)委員 政府の方にお聞きしますが、私もよく大体の点から見ると、政府で買取る麦は大体農協を通じて買取り取るのが多いと思う。その場合においては大体検査を受ける。当然これは受けるようになる。この場合はほとんどこの規定があつても大した実害はないと思う。問題は、農協以外に売る麦、しかもその麦がどうさばかれるかという場合に、この実益がよしにしろ、あしにしろ出て来る。政府買取りの麦の中で、大体において検査を通らずに業者の手を通じて、業者がつまり検査を抜きで買ひ集めて、そして政府に売り渡すものは、全体の取締るものとはどれくらいあるか。

○新澤説明員 政府が買ひます場合には必ず検査を受けたものでなければ買ひないことになつております。未検査で、商人に売つて、商人が検査を受けて、政府へ売つてくると、こういうあれでございますか。

○久保田(豊)委員 そうです。そういうものはどのくらいあるか。農協の場合にはほとんど問題はないと思うが、○井出委員長 久保田君、発言の許可

を得てください。

○新澤説明員 大体政府が昨年買ひましたものは、ほとんど全部農協を通じて買ひようふにお考へになつてつこうだと思ひます。商人系統を通じて政府の買ひましたものは、まずないというふうにお考へいただいて間違ひなからうと思ひます。

○久保田(豊)委員 これは金子委員にお伺ひしますが、この場合にこういう検査を受けて、農民の実益は、今市場に出る場合だと、おそらく精麦をしてそれを売るといふ場合は非常に少いと思う。従つて原麦を業者に売る場合は結局利益差なり何なりが補償される、こういうところの現実は実益があると思う。はたしてそれなら今日の状況で、農民と商人との関係において、この検査を受けるということによつて、かりにたとへば一等なら一等のものが、今のようない等な状況のもので、補償がつくかという、私は非常に疑問に思ふ。かえつてこの規定があることによつて、小額つまり販賣農家の大部分は中小以下のものだと思ふ。そういうものは検査を受ける手間、その手間を勘定した場合に、それを受ける場合の数量、そしてめんどろない／＼なこと、こういうことと市場の麦価とのい／＼な動きというものを考へると、そういう実益は生産者にはほとんど得られない。むしろ集荷業者にこういう制約を加へることによつて、かえつて実際には買ひたきの一つの材料になる危険性の方が多い、こういうふうな、い／＼の経験上私は思ふのですが、この点につきまして、どんなふうにお考へになつておりますか。

○金子委員 加工の委託をいたしますときなり、あるいは売買をいたしますときに、ただいまの久保田委員の御意見といたしましては、大生産者ならば、それだけの手数をかけて検査してもよいが、二俵、三俵の余り麦を売ると、一々検査の規約をきめても一体どれだけの効果があるかという問題であります。一応そういう点も考へられるのであります。また一面から申しますと、麦の生産地等の事情を申し上げますと、相当の量を持つ者こそ、検査を受けなくても、経済的な力と量という有利な条件がありますので、商取引に相当条件がつけられるのであります。問題は二俵、三俵の人たちが——私の國の方で言ひますと、こけ買ひといふのですが、一番こけにされたたかたのたかたであります。だから、そういう方々のものを集めて、いわゆるこけを拾つて行くのが商人として一番もうかるわけですね。ですから、同じ生産者と取引する場合でも、二十俵、三十俵とまとまつたものは商人はもうからない。その検査を受けるのはやつかいだ、幾らでもないやというものが、農村として集まると大きな損害になつて来る。個々の場合はまつたくお説の通り、ただだけのやつかいしてもしょうがないじやないかという感情が出て来るのであります。そこをわけねらわれて、今度はそういうものが非常に多くなりまして、一村なら一村でそういうものが集まつて何千俵というふうに取り引されるということになります。その村の収入というものは非常に低くなる。これは麦ばかりでなくて、一般の農産物の検査でも考へられるが、個人的感情としては、あなたのいわれる

ような感情が農民個々としては出て参ります。しかしそういうことで、やがて村全体のそういうこけ取引というものが集まると——そういう人たちは、その前に金を借りてあるとか、あるいは肥料屋から肥料代を借りておつて、その代償に無検査品を持つて行くということになりますと、まつたく向う様の言い値だということになるのです。それで規約をきめても、その通り守るかといふと、はつきり守ると思ひます。協同組合が一等は幾ら、二等は幾らといふことで建値をはつきり出し

ますから、商人の貸しのかたにやるなら別であります。それ以外には絶対に売りはしないから、その点は守られると思ひます。

○井出委員長 本法案に対する質疑はこの程度をもつて打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○井出委員長 この際駐留軍の行為による農林関係の損失補償等の問題につきまして質疑の要求があります。これを許します。川俣清君。

○川俣委員 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案が水産委員会に提案されておりました。農林委員会との連合審査をいたしましたのであります。この法案の体裁は、いわゆる防衛網等から問題が生じましたのであります。なつた歴史を物語るものであります。すけれども、農林当局といたしましては、ただこの法案について関与され、または見解を述べられたか。これは将

まず林野庁にお尋ねいたしますが、この法案が提案される前に、水産庁またはこの関係者とどれだけの打合せを遂げられ、この法案で林野行政の上に何か影響するというふうにお考えになるかどうか、またはこれで十分だというふうにお考えになつてゐるかどうか。この点からまずお尋ねしたいと思います。

○柴田政府委員 この問題に關しましては、農地局が主体になりまして私どもも御相談をいただきまして、林野に對する補償を要する場合の措置についても御相談をいたしたわけであります。個々の場合の程度その他たいへん違つて参りますので、その現われた事実によりまして御相談をして、だんだん検討するということでした了解をいたして、補償をしていただくことにした次第であります。

○川俣委員　これは水産行政と林野行政の上に相当区別されたような印象をこの法律から受けるのでありますけれども、その点はお認めになるかどうか。

○柴田政府委員　特に林野行政に関して軽く見られるというような考え方はなく、相談をして行ける、かように考えております。

○川俣委員 これは國有林を主としてはおられますけれども、日本の林野行政全体に対して、一番大きい指導的な役割を果たしておられる林野行政から見まして、私どもは実は非常な不安を感じるのでございます。こういう点につ

○柴田政府委員　ひとり區有林の問題に関する補償だけではなく、民有林の行政に關しましても検討いたしまして――実は具体的に主として問題になりますのは、間接被害に対する補償の問題でありますので、例の九州の芦屋飛行場の整備に關しまして、海岸保安林を伐採したためにその奥の農耕地に被害を及ぼすということに對しまする林野行政としての処置等に關しましても、具体的な問題といたしまして、

飛行場には飛砂を防止するために草生地をつくるということも確定いたしました。農地に対する一時的な収穫減退に対する補償等を考えていただくと同時に、飛行場の陰に防風林を設けるといふようなことに對しても、実は補償的に考えるということが具体的に進んでおります。それらの問題は、程度によりまして御相談をしてやつて行け

る、それで目的を達するといふように考へて、御相談をいたした次第でございます。

○川俣委員　防潜網等は明らかに法律の体裁の上に規定せられ、そうしてこの法案が成立つておるのであります。

うのです。従つて直接被害の方は何とか解決する、間接被害は問題だから政令によつてもいいのだという考え方で私は私は満足できないので、お尋ねしておるのです。

○柴田政府委員　間接被害であるからきめないでもいいんだという考え方ではないわけでございます。特に防衛艦艇のごとくはつきりとした具体的なものがあるれば、法律で御規定願うという必

要があると思いますが、そのときによつて程度が非常に違うので、政令に譲つて解決する方が妥当である、というふうな考へて御相談をいたした次第でございます。政令に譲つたからごまかしてしまふというような考へは毛頭持つておりませんことを御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員　私は政令に譲つたから

まかされるというふうには感じない。しかしながら法律というものは、一般国民にできるだけ周知して、この安心の上に林野行政を行うことが必要だと、子思ふ。もちろん政令によりますと、これは列挙される点もあるうと思います。

る。そこで今もお尋ねしたような点を、私はもう一度検討したいと思ひますのでありますが、これに対する見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○柴田政府委員　その問題に關しまして特に御注意がございましたので、法律に規定し得るような具体的な例があるかどうかということ、もう一ぺん検討させていただきますと思います。

○松岡(修)委員 関連してお尋ねしますが、山の方の關係は林野庁長官が、局長もその通りであります。また農地、官の方において、事務的に取扱つて政府の中に入れるものの中には、堤防、林道、農道、水田用諸施設、排水施設、防災施設、以下云々というように、陸の方に關係なく海の方に關係する

多い。林野庁長官としては山菜、採草というものは最も関心を持つていらつしやるが、これに出ておらない。山村の者はほとんど山菜と採草によつて生きていくということは、あなたのとこまではよくおわかりになつておると思

ておる、あるいは場所によつては採草の問題等も非常に大きな問題になつておりますが、山菜の問題あるいは採草等の問題あるいは枯葉、落葉、落枝等の肥料原料等の問題は、地方によつて是情が違いますので、それに対する損の補償は個々のウェイトによつて相違をさせていたたく、こういうことになつたしておる次第でございます。

○松岡(後)委員 地方別によつてむん異つておりますけれども、原則とし

ては山菜、採草及び伐木というこの三つの問題は、たゞい地方的に厚薄はあつてしまふけれども、駐留軍によつて受ける山間民の損害の中では、この三つは特に大きい問題であります。これが入つておらない。あなたはこれをお入れになるように今日まで折衝なされたかどうかという問題なんです。あなたは一番よくおわりのはずで、あ

山菜は季節的のものでありますけれども、山のものの中で一番収入の多いものなんです。値打ちがあるものです。それがわからない、これが測定にはことに困難がありますように、一番くわかつておるのがあなたの方で、

金をとつても入山をさせておるのですから、これをどういふあんばいに取扱つたかという交渉の経過をお聞きしたいのです、向うが入れないというのか入れるというのか。実はこの問題については、先般農林省の日米合同委員会と農林省とが衝突した問題でありますから、この点は明らかにしておきたい。

○柴田政府委員 その問題に關しましては、具体的に大高根の問題で、実は地元からも相当強い声が出ましたし、私どもとしても、あの地方において、山菜の問題は農林省に相当大きな影響もあるということで、従来採取いたしておりました実績を固有名義において証明いたしました、それによつてこの折衝を進めまして、補償をお願いすることになつております計画を持っておりますし、具体的にさうな方向で進め得るというふうに考えております。また地方によつては、山菜というものはほとんど農家経済には影響のない地方もありますが、反対に落葉、落枝を堆肥の原料として、これが採集に對しては、非常に大きな影響があるという地方もありますので、そのものに關しまして具体的な問題に關して交渉を進め得る状況になつておりますので、特に個々の事例をあげてここに決定することにしたさなかつた次第であります、そのことはすでに交渉をいたしまして、可能な事態をつかんでおりますことを御了承願ひたいと思ひます。

○松岡(俊)委員 たいへんしつこいようでありますけれども、この間あの通りに農林省の日米合同委員の実地検証の際に、調達庁の官吏と農林省の官吏

が採草の問題について、はつきりと御突したのです。すこぶる無責任だといふような言葉さえ出るほどに調達庁を問責しておつたような状態でありまして、ですから、その内容は、努めておられるようにも察せられますけれども、これを受入れておられないかのような状態になっておる。しかも山菜の問題は補償問題と重大な關係がある問題です。それです、この政令の中に万々一でも入らなうなことになるまいし、たいへんなことなんです。この前の當委員會においては、農地という關係で、山菜及び採草等はみなこの中に入らうなうなぐあいには解釈されておつたようでありまして、この本委員會の申出に融通性を持たしむるために、水産委員會においてはさらに交渉をするといううなぐあいになつておるようであり、また、實地において両方の意見が、あつたところの、農林省としては、山地におけるこれらの住民の生活の脅威を除くために、よほどの御努力を願ひなければならぬ。実に心配である。特に山間民は貧弱なんです。採草、伐木、製炭、山菜の四つの問題は、農林省として強く調達庁方面に要望して善処していただくか、政令から落ちたらいへんなことになる。これを申し上げて、林野庁長官からも、農地局長からも、もう一ぺんこの点についてお言葉をいただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 さうな意味において御心配をおかけすることはまことに申訳ないと思ひますが、私どもは方々に起ります、あるいは地方的に特に關係の深いところ、問題がありますので、それらについてそれ／＼

御相談を願うということでは了解をいたしておりますが、それを一々指定してやるということになりますと、もし落ちた問題に關しては、地方別に起つた問題に關して、指定されてないのじやないかというのを言われる方が、かえつて不都合が生じやしないかというところで、さういふ事象に對しては全部補償を相談するということでは了解をいたしておりますが、なお非常に御不安があるということならば、各方面を全部網羅いたしまして、あるいは指定することに関しまして、もう一度検討をさせていただくということにしたいと思ひます。

○平川政府委員 区域の中にあります場合には、すべての法律で補償ができるのであります。山菜等の場合におきまして、区域内にありまふものが、演習のためにとれなくなつたといふような場合は、当然前の法律で補償ができるわけでありまして、区域内における演習のために区域外において損害が起つた場合に今度の法律で補償する、これが間接補償の問題であります。こういう場合に起り得べきおまなケースといふものを考えまして、これを立案しました当時、一番顯著なものとして上つておりましたのが防衛網の例、それから芦屋の飛行場のような、防風林を伐採したために区域外の農地に損害を与えたといふのが、前の法律では救へませんでした、今度の新しい法律によつて、区域外においても、区域内の行為によつて損害を受けたものを救おう、こういうことになつたわけでありまして、従つてこの考え方の

根本は、施設区域の中における演習行為のために区域外において損害が起つた、この損害に對してはすべて補償するにいう建前でございます。ただあらゆる場合を全部例示することが困難なために、おもな例をあげまして、非常にはつきりしたものを法律にあげ、これに準ずるものを政令であげて、考え方としては、それによつて区域外における経済的な損害はすべて補償するといふうな考へておるわけでありまして、顯著なものについては、この例示につきましては、なお調達庁の方とよく相談をいたしまして、著しいものが落ちたりせぬようにいたしたいと思ひます。

○松岡(俊)委員 實は營林署長が、相當に損害があるといふことを言つておる。それを調達庁の方では、なか／＼問題にしないでおる。あの通りである、林野方面が押されておるうなあんばいで、山村民の擁護の上にはほとんど力がい用いられておらないうな感を抱くのです。今農地局長からのお話もありましたけれども、あの例示の中には、堤防、林道、農道、水源、用水施設、排水施設、防災施設「タメイケ」又は魚付林の除去云々と書いてある。これほどまでに書いてあるのに、その中に山菜も採草も入つておらない。山菜、採草、製炭、伐木といふものは、山間民としては、生活上の主力をなしているものである。これが入つておらない。ここに私はすこぶる遺憾の意を表せざるを得ない。柴田長官は秋田の營林署長として、よく山村の方面は御承知のことだと思ふ。そのあなたの末端の營林署長が、山菜の損害をちゃんと証明

しているにもかかわらず、調達庁の方においては、これを認める認めないの問題で、四、五日前の日米合同委員では、現地において農林省と調達庁は激論をいたくらひなうです。山菜の問題なんか何だといふので、実に深刻な議論にならうとしたくらひなうです。それほどまでに問題になつておるから、政令から落ちるうなことがあつたら、私も山間民としては容易ならぬ問題になる。ひいては、政府の措置の當を得ないために、日米の間に感情のはなはだしき疎隔を來すところまで行かされる行政措置になつておりました。その認識を調達庁にしっかりと持たして行つていただく。特に農林省に私は強く要望するゆゑであります。これをもちて終ります。

○若賀委員 林野庁長官が御出席になつたので、私は次の点をお伺ひしたいと思ひます。お尋ねする問題は、實態を正確に把握して、認識を深めるといふ前提に立つての質問でありますから、虚心、率直にお答え願ひたいと思ひます。

問題は本年の四月六日に林野庁の職員賞金の改訂、増額の問題に對して、公共企業体等中央調停委員會の調停が開始され、六月二十六日に調停案が勧告され、この受諾を双方に求めるといふ段階に來ておるわけでありまして、私の承知したところによりますと、この調停案の本文には、さういふことが表示されてあるわけですが、本文といたしまして、

一、昭和二十八年年度における職員(予算定員内の職員にして公労法の適用を受ける者)の職員基本給

九

十三号 昭和二十八年七月二日

するし、あるいは薪炭林等の接取に關しては、それ／＼妥當な額において將來の代替に對する準備までの補償をいたしてあります。ただ山火事等の問題に關しては、御承知の通りそこまでは実は考へておられぬのであります。が、しかしもし接取地におきまして作業ができないということにつきましては、ただいま申し上げましたような補償がございしますが、接取地の中でも施設を区切つて仕事ができないというばかりではないので、仕事ができないならば山火事等の場合にも同等の取扱いで救済ができるんじゃないか、かように考へております。

○久保田(豊)委員 接取地の中の問題はそれで多少いいかしらぬが、こういう問題になつて来ると、接取地外の問題が多々出るわけでありまして、そういう場合にいわゆる間接被害の問題、あるいはいわゆる生活災害といつたものはつきりしない。そこで今申し上げた点は、接取地内で仕事ができなくなつた。それに対する補償は、ある一定の年限で——これは相當むづかしい問題があるにしても、接取地外に今言つたようなケースが出た場合にこれをどう見るか、今度の事業というわけの中に入れて考へるのか考へないのかという点を、はつきりお聞きしたい。

○柴田政府委員 ちよつとよく事情がわからないのですが、結局演習地に接取された所から、放火その他の原因によつて火災が延焼したというような場合でございまいしょうか。

○久保田(豊)委員 たとえば砲弾が接取地外に落ちて山火事が起つた、あるいは砲弾その他が非常に激しくて、要

するに山仕事ができないという人も相當出る。しかもそれは労働者の立場で相當出る。そういう場合にどうするか、これをこの事業という中に含めていくか、間接被害ということになるのか、あるいは生活災害という範圍にはつきり入るのか、入れないか、この点はどうですか。

○柴田政府委員 もしそういう具体的な問題が起りますれば、やはり間接被害として補償を要求することにいたさなければならぬ、かように考へております。

○日野委員 ただいまの農林委員会からの申入れは、具体的に事例を書き上げてあるものでありますが、水産委員会の回答はあまり具体的に規定しない方がいいと認める、こういうことであるが、このことについて農地局長もさつき触れられておられますが、特調との相談で、これを例示的にするか、林野庁にも関係したし、例示的な規定にするのか、制限的なものにするのか、その点の打合せがないのですか。

○平川政府委員 すべてを法律に掲げるといふことは困難でもあり、またかつて制限的になり過ぎるということも、法律の方には顯著な例をあげまして、政令で一応考へられるようなものを掲げる。しかし將來またいろいろのものが出て来るかもしれない、そういうものは政令の改正で、その都度追加して行けばいいではないか、こういう考へ方でありませう。

○日野委員 これは水産委員会でも大分議論になつたようですが、むしろ例示的で、それを具体的な事例があつた場合に取上げて行つた方がいい。こう

いう考へ方のようですが、ただこの場合、この法律を實際に活用するものは不動産審議会なんです。これは主として勧業銀行あたりの不動産関係に詳しい諸君を委員とした不動産審議会の諸君でありまして、この諸君に間接被害といふものは何であるかというところを判断してもらふことが、非常に危険なことなのであります。ここに書き上げておかないと、なか／＼これを取上げる場合に議論があらうと思つておられる、この救済には不動産関係以外の円満な見識を持つた何人かの委員を追加するということにはなつておりますけれども、これは明らかに例示的であつて、間接被害に對してはこういう方法でこれを取上げる、全部不動産審議会にまかせずに、それを判断して取上げる別途の機関なり、そういうものを規定して置く必要があらうと思つておりますが、いづれはここでこの規定が例示的なものである。間接被害の及び範圍の問題は容易にこれを取上げて對象にする、こういう明確な方針を打出して、委員長折衝の場合はこれに當つていただきたと考へるわけでありませう。

それからもう一つこれについても意見を伺つておきますが、こちらの申入れの平和発効の當時に適用してというのがありますが、これは語呂が非常にあいまいでありまして、むしろ平和発効の日というのは、昭和二十年何月何日という明確な規定にして置いた方がよろしいのではないかと考へるのであります。これについてもよろしく議論があります。どうも適及を非常にいやがるのでありますが、われ／＼の考へからすると、刑法法のような法律で

すと、適及されることによつて人権を侵害されますから、これは嚴重に戒めなければならぬけれども、こういう法律は無過失責任を補償するといふのでありますから、個人の責任ではありませんで、無過失責任ならばできるだけ適及して、私たちの主張では占領當時にさかのぼるべきという議論もあるものであります。この法律の實際から、そこまではいけないらしいので、やはり平和発効の日が一番適當ではないかと考へるのであります。これはできればすでにその以前のもので見舞金等で支出をしておりますから、この適及効力は平和発効の日と明確に規定して、それ以前の問題でも取上げて補償の對象にするというようなことを、委員長はお含みの上折衝していただきたと考へるわけでありませう。

それからもう一つ／＼の對象を規定いたしますと、先ほど林野庁長官は、九州の芦屋の飛行場の防風林の問題を取上げられておりますが、同様の事例が福島飛行場等にもあります。そういうことも御存じでありますか。もし御存じであるならば、過般特調の方でも報告しておつたやうであります。こういう実例等も忘れずに議題に上していただきた、こう思うわけでありませう。

○井出委員長 ただいまの日野君の政要語に對しましては、委員長において十分に御意思を含みまして対処いたしたいと思ひます。

○川俣委員 今同僚の日野君からやや結論に近いものを出されたので、私は時間の關係から、できるだけ省略いたしまして、政府の答弁を望んで終りたいと思つたのですが、農林委員会が水産

委員会に對する申入れを行つております。これには御承知の通り防潜網の中のものはずでに解決済みのものであります。が、防潜網の外のものも直接被害か間接被害かというやうな議論がありまして、いわゆる間接被害を救済するといふのが本法案の趣旨であります。従ひまして防潜網と同一の地位にありませう。農地、林野、牧野等を法文の上に列挙する必要があるであらう。そうでなければ、他の政令にまかせますと、防潜網地帯だけが間接被害として十分取上げられて、その他のものは政令にゆだねられるということによつて、一段と格下げになつたやうな感じを受けるし、あるいは一般にもそういうやうに認識されるであらうから、やはり重要なものは法文の中に列挙されること、法の体裁の上からも必要ではないか。その他のものは右へならえてこれは政令にゆだねるといふことは私どもは認める。しかしおもしろいのは防潜網と同じ取扱ひをしなければ、法律の体裁をなさないのでないか。農地局も林野局もその点において理解が薄いのじゃないかと思ふ。防潜網の内はほかの問題と同じやうに解決済みなのですが、外の問題なのです。たとえば林道の問題にいたしまして、そこに基地がございまして、そこを渡りまわりますので間接被害の問題が起つて来るのです。一般からいへば、基地の中だけは直接被害であるかもしれないが、遠まわりをしなければならぬという分は費用が余分にかかる。直線から今度延長しなければならぬのですから……。

それでこれは直接被害か間接被害かという問題が起つて来る。そういう点についても、法文の上にやはり明確にし

ておく必要がある。防潜網の外も同じなのです。出漁する場合に中から出られない。外に漁場を移さなければならぬ。同じ漁場でもまぐろの漁場もあれば近海の漁場もあるというように、複雑しておることは漁業権の場合でも農地の場合でも林野の場合でも同じです。同じ漁業権でも漁業権の価値がいろいろあるわけです。従つてその防潜網と同じようなものに値する部分には、農地及び林野に対しても同一の待遇をしなければならぬという見解で、農林委員会がバックをしてあなた方を鞭撻しておるわけです。むしろあなた方が率先してやらなければならぬ問題を、われ／＼が鞭撻しておるというのを御認識にならなければならぬと思う。時間がないから申し上げないが、あなた方はもつと行政を練達にやらなければならぬ。われ／＼は鞭撻しておるのであるから、その点に対して農林委員会の意向を尊重されるかどうか。もし御答弁が懸ければもう一度質問します。

○井出委員長 平川農地局長明確に御答弁願います。

○平川政府委員 もちろん御質問なり御意見の趣旨が、農業あるいは林業の立場を強く主張するためにわれ／＼を鞭撻しておられるということはよく理解いたしております。従つてその趣旨に對しましては、われ／＼としても十分御協力いたしますが、当然その方向で動いて参りたいと思つております。ただ要するに、あの法律を私どもがあれで納得をいたしましたのは、ただ法律の体裁として、一応現在具体的な例のできておるものを掲げておこうじゃないか、しかし現実的にこれと類似の

ケースが起れば、当然同じように扱うのだ、こういう了解でやつておるわけでありまして、従つて農地なりあるいは山林の部分につきまして、あの防潜網あるいは防風林等と並べて書き得るようなケースを、何か例示を掲げ得れば当然けつこうだ、そういうふうに考えます。

○川俣委員 大体それで了解するのですが、農林委員会が出しました七項目を上げておられます全部を法文に上げるべきかどうかという点については、私もまだ検討してよろしいと思ふ。また農地局、林野局においても検討されていゝと思ふ。少くとも防潜網その他の点と類似する点があると思ふ。防潜網と同じような立場のものがあるのです。それをやはり法文の体裁の上からも掲げ、その他のものは今松岡委員から述べられたものは、これは政令にまかせるといふような考え方に對しては、われ／＼も同意見なんです。全部を書かなければならぬという弊害が生ずるから、やはり防潜網と同じような、対等のものは法文の上から並べるべきであつて、その他のものは政令に譲る。この段階は私は認めてよろしいが、従つてこの七項目全部を必ずしも法文の上に上げなければならぬか、政令の方にゆだねた方がいゝかというふうな問題はもちろんなら得るのですから、この中から主要なものを拵られて法文の上に上げるということについて、もう一度水産庁当局、行政当局へもおはかりになつて、政府の方からも修正の意向を明らかにしていただきたい。また委員会におきましては水産委員会に当然申し込みまして、この趣旨を確保いたしたい、こう思つて

おります。委員長よろしくおとりはかり願ひたい。

○井出委員長 綱島正興君。

○綱島委員 林野庁長官にちよつとお尋ねしておきますが、今度の九州の災害で、家が大部分流されたら、ひどいものであります。著しいのは杭木も流されておる。これは非常にひどい。これらについてそれ／＼国有林の払下げ等の御処置をお考えくださいますかどうか。それから払下げのときに業者が、この際というので跳梁するようなことのないように、実際に困つておる者に渡すような御注意を払つてお払い下げくださるようなお考えがあるかどうか。

○柴田政府委員 その問題に關しまし、私も非常の際に放出いたしますれば、いつでも不良な業者の跳梁する例を見ておりますので、さつそく手を打ちまして、応急の復旧用林に對しましては、国有林材をもつての特売によつて裏づけをする。従つて規格、銘柄別に現在価格を基礎として、妥当な値段を算定も入つていただきまして決定を願ひ、そうして必要量を市町村等でおまとめを願つて、一部配給の形でお渡しするという措置をとつていただきまします。それに対しましては、一まず九州の国有林材を公売を停止いたしましたので、そちらにまわすという措置をすでにとつておりますので、一方においては取締り当局にもお願いいたしまして、不当な取引をする者を取締つていただくという手段を講じておりますので、混乱はない、かように考えております。

○井出委員長 午前の會議はこの程度をもつて打ち切り、午後二時より再開いたしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後三時四十八分開議

○足立委員長代理 それではただいまより會議を再開いたします。

委員長は本會議に法案が上程されておりますので、本會議の方へ参つておりますので、私がしばらくかわつて委員長の職を勤めたいと思ひます。

農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては午前中に質疑を終局いたしておりましたが、この際芳賀君より特に質疑を許されたいとの申出があります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長代理 御異議なしと認めます。それでは芳賀君。

○芳賀委員 二十条の二の問題であります。調査事項であります。この中にうたわれておるところの、この法律の目的を達成するために必要がある場合においては、生産者から報告を徴することができ、あるいはまた生産者の圃場に立ち入ることができるといふことが一つ規定されておるわけでありますが、この点につきましては提案者の方からも、この表現の上において若干未熟の点があるということを表明されておるわけでありまして、もとよりこの点につきましては、御説明によつては十分了承できるわけでありましたが、ただ問題は結局この生産者の基本的な立場というものをある程度制約するような節が出て来るわけでありまして、そしてこの生産者という規定をどこに求めるかということになつた場合にお

いても、これは必ずしも検査を受けようとする受検者の立場だけを生産者として規定しているわけではないのであります。販売農作物を持たない一般生産者に対しても必要とある場合においては報告を求め、かつその圃場立入りができるというところが、この法律の決定になつた場合における効果であるといふふうにも考えられるので、そういう場合における逸脱を防ぐ意味において、生産者の基本的な立場をあくまでも守る立場に立つて、しかも生産者の利益が本法の改正によつて守られるという場合においては、もう少しこの点を明確にいたす必要があると思ふのであります。それでどういふ点に對して、農作物の生産者に対していかなる必要が生じた場合において報告を求めるか、あるいはどのような場合に限つて圃場に立ち入るかというふうな点を、もう少し具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○金子委員 今までの検査の方式、概念というものと、今度の改正案が、単なる検査というものから一歩前進いたしまして生産者指導、あるいは農民の、生産者の利益の擁護という点にまで少しく入るうとしておるわけは持つておる關係上、もう一面には、ただいま御質疑のありました案項につきましても、法人の書き並べ方について、ただいま芳賀委員の質問のような疑問が出て来ることを私自身も認めておるのであります。実はこの内容については、農産物の生産者に対して報告を求めるという点であります。その点は農産物の生産者に対して円滑な検査を実施するために、あらかじめ検査数量の希望は一体どのくらいあるだ

ろうか、それから検査の日取りはいつからいつごろがいいか、あるいはその検査方法は集合検査でしつかえなないかどうか、あるいは個別検査しなけれはならぬかというようなことを、やはり農村の、生産者の立場を尊重する意味において、あらかじめ希望なり、報告なりを求めて、それによつて検査の方法なり、日取りなりをきめて行くというような場合について、どうしても一応報告をとることがある。そういうときに検査所から来た、報告する必要なんかないということでは、この仕事をやつて行く上において支障が来ると思ひますので、一応そういう場合を予想したのであります。

それから圃場立入りの問題は、今後農業生産上非常に重要な問題でありますところの品種の問題というところになりますと、そこに種としての検査の問題があるのであります。種の検査は俵に入つてからこれを検査しようとしても解決できませんので、そういうものを予測したときに、種子の生産組合その他の者と一緒に圃場へ参りまして、経過の状況とか、あるいは種そのものの関係とか病虫害の発生状況等を見ておく必要も当然出て参ると思ひます。こういうような点を予測いたしまして、圃場立入りということをやつておるわけでありまして、

○芳賀委員 ただいまの金子さんの御説明で大体了承できたわけでありまして、私の懸念した点は、善意なる生産者の基本的な立場をあくまでも守るといふその限界、これを越えてはならぬといふ建前の上に立つて、この法律は規定されなければならぬと思ひます。従つて強権供出によつて、一つの権力に

よつて善意の農民が非常に不安の中に置かれたその余韻というものは、いまだに残つてゐるわけでありまして。しかも一歩前進したこの法律の改正の中、その意図が十分表現されてこそしかるべきであるというふうに、私たちは考えなければならぬのであります。が、今提案者の言われたそういう明確な一線をこの法律の中で十分に体裁上表現できないとすれば、これはたとえば省令等において十分規定するような御意思があるかないか、そういう点をあわせて伺ひます。

○金子委員 御趣旨の点まつた同感であります。この問題をもう少し方向に持つて行くために、一面には午前中の委員会において答弁申し上げました通り、検査員の再教育その他再訓練等において、その方向へ強力に持つて行くとともに、ただいま御趣旨にありました法文の書き並べ方の関係上、一面今までの検査のあり方の余韻をくんで、強制的な、一方的なものになるための杞憂を防ぐためには、この問題は政令においてはつきりとこの点を書きわけて、ただいま芳賀委員の御心配になつた点を取除きたい、こういう方針であります。

○足立委員長代理 それではこれより討論に入るわけでありまして、別に討論の要求もありませんので、この際討論を省略して、ただちに採決いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長代理 御異議なしと認めます。それではこれより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長代理 起立多数、よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長代理 御異議なしと認め、さよう決しました。

○足立委員長代理 次にこの機会にお諮りいたします。農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案は、昨日提案理由を承りました。が、本案も一応さきに本委員会に設置いたしております農業共済制度に関する小委員会の審査に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長代理 御異議なしと認め、さよう決しました。

○足立委員長代理 次に食品に関する件について吉川君より質疑の要求があります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長代理 それでは吉川君。○吉川(久)委員 私はコカコーラの輸入の問題について若干お伺ひをいたしておきたいと思ひます。芝浦の米軍用のコカコーラの工場の閉鎖を機会に、そのあとへ日本コカコーラ株式会社とかができるわけで、アメリカからコカコーラの原液を二万石輸入をして、これに加工して全国へ売りさばこうという計画があるやに聞いております。これに対して通産省、農林省は、輸入

方針について種々検討中であるといわれておりますが、事実さうな計画があり、検討が進められておりますか、その辺の経緯を承りたいと思ひます。

○松尾説明員 お答え申し上げます。実は大分前からコカコーラの原液を二十万ドル程度輸入をしておりました。という許可申請がありまして、実は留保になつておりました。研究段階でございまして、御存じのように最近の社会事情から見まして、やや緊要度の低いものは輸入を抑制すべきであるという意見も強くあるわけでありまして、またわれわれの方も従来からそういう方向で考へておつたわけでありまして、コカコーラというものは、なるほど国際的には非常に名声を博し、世界一周の旅行をした者でも、コカコーラを飲まざる者はほとんどなしというくらいでありまして、承りますところによりますと、東亜におきましてもベキスタン一國くらいがまだ飲んでいない、その他のところではほとんど飲んでいて、そういうような実情でもありますし、またこういう産業によつてたとえびんの輸出ができるとか、あるいは日本に滞在する外国人が飲むことにより、また日本に出入する船に供給することによりまして外貨収入がかなり得られるというふうな面もあるわけでありまして、しかしこれは先ほども申しますように、何分外貨の支払いを要することであり、かなりの利益もあるかもしれませんが、多分また国内の清涼飲料業に対するような関係もありまして、通産省といつても、独断でこれをどうするといつてもならないわけであり、実は処置に困つてゐるような状況でありまして、農林省の方にかがなものであ

りましてどうかということで研究を御依頼し、われわれもともども研究をいたしておるという段階でございまして。

○吉川(久)委員 農林省からお答えをいただく前に、もう少し伺つておきたいと思ひます。聞くところによりますと、通産省では、農林省さえよければよからうという段階まで来ているやに聞くのございますが、その程度まで参つておりますか。

○松尾説明員 そこまで参つておるといいますとちよつと言ひ過ぎなるかもしれませんが、農林省にその御異議がないということになりますれば、そこで結局われわれの方の最後の決定になるわけでありまして、あらためて慎重に考えなければならぬのじやないかというふうな感じをいたしております。今農林省さえよければすぐわれわれの方も許可をするからという程度にまではまだ行つておりません。

○吉川(久)委員 それでは次に農林省にお伺ひをいたしますが、農林省の経路局の方はどういうようにこの問題をござらんになりますか。それからそういった交渉を受けておいてはなると思ひますが、どういうようにしようとお考えになつておられますか。それから食糧庁の方は、食品関係としてお取扱ひでございまして、多分相談を受けていると思ひますが、どういふ返事をしようとお考えになつてゐるか、その辺を別々にお答えを願ひたい。

○小倉政府委員 ただいまのお尋ねでございまして、私どもの関知しておる範囲において申し上げます。コカコーラの二十万ドルの輸入については、そ

らうか、それから検査の日取りはいつからいつごろがいいか、あるいはその検査方法は集合検査でしつかえなないかどうか、あるいは個別検査しなけれはならぬかというようなことを、やはり農村の、生産者の立場を尊重する意味において、あらかじめ希望なり、報告なりを求めて、それによつて検査の方法なり、日取りなりをきめて行くというような場合について、どうしても一応報告をとることがある。そういうときに検査所から来た、報告する必要なんかないということでは、この仕事をやつて行く上において支障が来ると思ひますので、一応そういう場合を予想したのであります。

しては、それよりも十分とは言えませんが、大体そういうこともあろうかということを考えております。先ほど申しましたように、通産省だけでどうこうするというものでもございませんし、先ほど農林省からお話がありましたように、両者で十分研究をいたした

ておりますので、そういうことで御承願いたしたいと思います。

○吉川(久)委員　最後に、農林省の小倉局長は、必需品には遠い、農村工業とかかね合い、競合が案じられる、それから外人に飲ませるならいいけれども、一般市場に流れて行くのを防ぎようがないというように、どうも

適当でないような考え方のように伺いました。私は非常に妥当なお考えだと思ふのです。農林省としてはこれでなくてはならないと思う。それから食糧庁の方は、農林省の考えと二様ではかない、小倉局長の言われたのとまつたく同じだと新澤部長はおつしやつた。という点から考えてみますると、最後

に通産省の腹一つできまるわけなんです。私は陳情や請願ばかりでこの問題を取上げたのではない。こういう大きな見出しの新聞がございます。これによりますと「巻き起るユカコーラの旋風、国内製造に反対の火の手、中小企業者は大恐慌、食い違う原液二万石の「解釈」というヘッディングでこういう

でかい記事が出ているのであります。これを見て私が農林委員としてはつと感じたのは、日本が狭い国土に大勢の人口を包容して、その人たちが食つて行くためには、農業経営の方式をかきなればいけないという段階に來ているのです。多角的な立体的な集約的である。この農業の方式をただいま検討

中なんです。そうして今農林省で指導しているような農村工業も、あるいはまた果樹、園芸の農業も、畜産の問題も、国策として非常に重要視して取扱っているのです。従つて国内の産業、特に日本の農業というものは、保護政策をとらなければ立ち行かないという特殊の事情にあるのです。こういうときに、それがアメリカのコカコーラの旋風にあおられて、つぶされてしまつたら、今までの政府のこの経済施策というものは、根底からくつがえされてしまうことになるのであるから、農民の生活をわれ／＼がまじめに考えるときに、この問題はひとつ、さつそく中止してもらわなければならぬ。実は私はこの新聞記事を見て驚いて、お忙しいところをわざわざ／＼おいでを願つてお尋ねをしたわけでございます。この新聞記事はまったく根拠のないものではないと思ひます。ある程度信用してさしつかえないのじやないかと思ひます。

い、こう思ひます。

○久保田(豊)委員 ただいまコカコーラの問題が出たのでありますが、そのほかにオレンジ・ジュースその他の問題の方が非常に重要だと思ひます。現在われ／＼がちよつ／＼と聞いている範囲では、オレンジ・ジュースなどについては、大分原液をアメリカあたりから入れて国内でつくつてゐる。それが一つの大きな圧迫になつて、国内での原料を土合にしたオレンジ・ジュースの工業というものは、非常に伸び悩んでゐるというのを聞いておるのですが、突如とどうなうになつてゐるのか、またこれをどうなうにコカコーラの問題に運搬して考へておられるか。今の実情と今後の方針について、通産省並びに農林省にお尋ねしたいと思ひます。

○小倉政府委員 コカコーラに付随いたしましての柑橘類のジュースの問題でございますが、これは経過から見ましても、従来柑橘類をジュースにして飲むという慣行と申しますか、そういう風習が比較的日本に少なかったたのでございまして、戦後アメリカの製品が入りまして、それにつれてそういう需要が相当伸びて参りまして、年々需要がふえて参つておるような次第であります。そこで最近二、三の県におきましても、農民の団体でそういうジュース工業が突如と発展して参つております。そこで私もこのせつ／＼と起きる需要が伸びまして、果樹地帯を主とする農村の工業が伸展するといふことは、はなはだ望ましいこととてございまして、その点を十分勘案しておるものであります。外国からの原液の輸入等につきましては、これはまだ国内の生産量が推定される需要量に及ばるかに及ばないやうな実情なのであります。そこで若干入れるといふこともできはしないかといふ点が一点、もう一つは、若干外国品を入れることによりまして、国内の品質の改善また需要の開拓というやうなこともなりまします。そういう点、需要の見込み、それから国内の生産への刺激といふやうな点を勘案しまして、突如と輸入をするという方針をとつておるのでございまして、それによりまして、国内のせつ／＼と起りました工業が阻害されるというのではなくて、むしろそれによつて促進されるというのを突如と期待しておるやうな次第であります。

○松尾説明員 実はたゞいまも通産委員会です。それと同様のお尋ねがございまして、また同様のお答えをいたして来たやうな実情であります。今、先生の言われたことはごもつとも点は多々あると思ひますので、十分御意見を勘案して慎重に考えさせていただきます。

○足立委員長代理 これより昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。質疑の通告がありましますので、これを許します。松岡俊三君。

○松岡(俊)委員 私がこれから尋ねて参りたいことは、四月、五月の凍霜害の問題に山形県のかいがら虫の被害が加わるであろうといふことを期待しておつたのでありますが、むしろかいかいのように承りました。さらに六月に起つたこのかいがら虫の被害であります。がゆえに、五月及び六月に起つた水害の方にでも入り得るかを期待して参りました。これまたたゞずかしいやうな状態にあるやうに聞いております。さらに北九州の大水害の問題にはむろん入り得ないのであります。かやうに考えますと、老人によつて、山形県の最上川沿岸に起つた被害はかつて見ざる大被害だと言われておるのかい。

○松岡(俊)委員 私がこれから尋ねて参りたいことは、四月、五月の凍霜害の問題に山形県のかいがら虫の被害が加わるであろうといふことを期待しておつたのでありますが、むしろかいかいのように承りました。さらに六月に起つたこのかいがら虫の被害であります。がゆえに、五月及び六月に起つた水害の方にでも入り得るかを期待して参りました。これまたたゞずかしいやうな状態にあるやうに聞いております。さらに北九州の大水害の問題にはむろん入り得ないのであります。かやうに考えますと、老人によつて、山形県の最上川沿岸に起つた被害はかつて見ざる大被害だと言われておるのかい。

ら虫の被害が、まづたく捨子同様にこのわくにも入り得ないやうなありさまになることを発見しまして、愕然たらざるを得ないやうな次第であります。こういうう／＼いふやうなとき、かいかいがら虫の被害は、三年たたんければ桑をつくり得ないやうな恐ろしい被害であります。これを何とかしてでも助けに行かなければ、単に減産ばかりでなく、桑は隣県より、高いやつを買つてさへもやつて行かなければならぬことになりまします。こういう山形における養蚕の最も盛んな地帯のかいがら虫の発生であります。これをいかやうにして当局は救おうとするか、農林当局のかいがら虫の被害を受けている養蚕家に向つて、どういふあたにかい手を伸べていただく道をお考えくださつていかうかといふことを、お聞きしたいのであります。従来かいかいがら虫は共済の対象となつておらなかつたが、今度の改正の法律にはそれは入つておりませんけれども、幸いにも行政的措置でこれを認めるといふことにしていただけたやうに聞いております。これもそのやうになつたという御答弁をいただければたいへんありがたいと思ひます。共済の方には入りませんでしたけれども、その以外の融資の方面においては、前申し上げたやうなぐあいに、四月、五月の凍霜害にも入らない、また爾後に起つた災害の対象にもなり得ない。そして山形県のごとき、ほんの一部であるけれども、被害が甚大であるにかかわらず、こういう点がきわめて少いために、これを一つの法律として提案するに至るものとは思ひ兼ねないのであります。しかし当局のお考えいかんによつては、何らかの

処置も講ぜなければなりませんので、私の腹をきめます上について、当局のあたたい御返事を期待して質問を申し上げる次第であります。

○小倉政府委員 養蚕局長の方からお答えがあるかと思ひますが、私どもの関係についてお答え申し上げます。今回山形県に発生したかいかいがら虫の被害は異常でございまして、共済の対象にいたすことに養蚕局とも打合せ措置を了したのであります。

それから営農資金の問題でございまして、お話の通り、どちらかといへば局部的な問題でございまして、政府としての特別な措置はな／＼／＼むづかしいと思ひますけれども、山形県庁とよく話し合ひをいたしまして、中金の資金をあつせんいたすやうに考へたいと思ひます。

○松岡(俊)委員 そうすると、融資の道を十分に開いていただけたといふやうにはつきり認めてよろしうございませうか。融資のわくは今の四月、五月における凍霜害の被害農家における資金の融通に関する件の中に入らぬといへども、これと同じやうな措置を講じていただける、かやうに解釈してよろしいですか。

○小倉政府委員 御承知の通り、特別の法律によりまして利子補給なり、損失補償をするという建前には突は参りませんので、その分はひとつ県庁に十分の御後援を願つて、資金をいたしましては中金の資金をあつせんしたい、かやうに考へる次第であります。

○松岡(俊)委員 わかりました。

○足立委員長代理 他に御発言ございせんか。――御発言がなければ、暫

時休憩いたします。

午後四時二十九分休憩

午後五時開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

〔参照〕

農産物検査法の一部を改正する法律案（金子與重郎君外七名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月七日印刷

昭和二十八年七月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局